

介護保険・総合事業の申請方法

介護保険

1 要介護・要支援認定区分申請

相談窓口：はーとふるプラザ袋井（市総合健康センター）、
市役所（保険課介護保険係）、浅羽支所

2 認定調査・主治医の意見書

3 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」で、審査・判定します。

4 認定・通知

認定結果にもとづき「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」と区分し、結果を通知します。

5 ケアプランの作成

要介護1～5の人
→居宅介護支援事業所のケアマネジャー
要支援1・2の人
→地域包括支援センター
がサービス計画を作成します。

6 介護サービス開始

サービスの計画にもとづいて在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスの利用開始
利用者負担：1割、2割または3割

総合事業

1 基本チェックリストの実施

相談窓口：はーとふるプラザ袋井（市総合健康センター）、
市役所（保険課介護保険係）、浅羽支所

2 判定

3 通知


審査結果にもとづき、担当地区の地域包括支援センターから結果を通知します。


4 ケアプランの作成

地域包括支援センター等がサービス計画を作成します。

5 介護予防・生活支援サービス事業等開始

サービスの計画にもとづいて在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスの利用開始
利用者負担：1割、2割または3割

 わからないことがありましたら、
下記へご連絡ください。

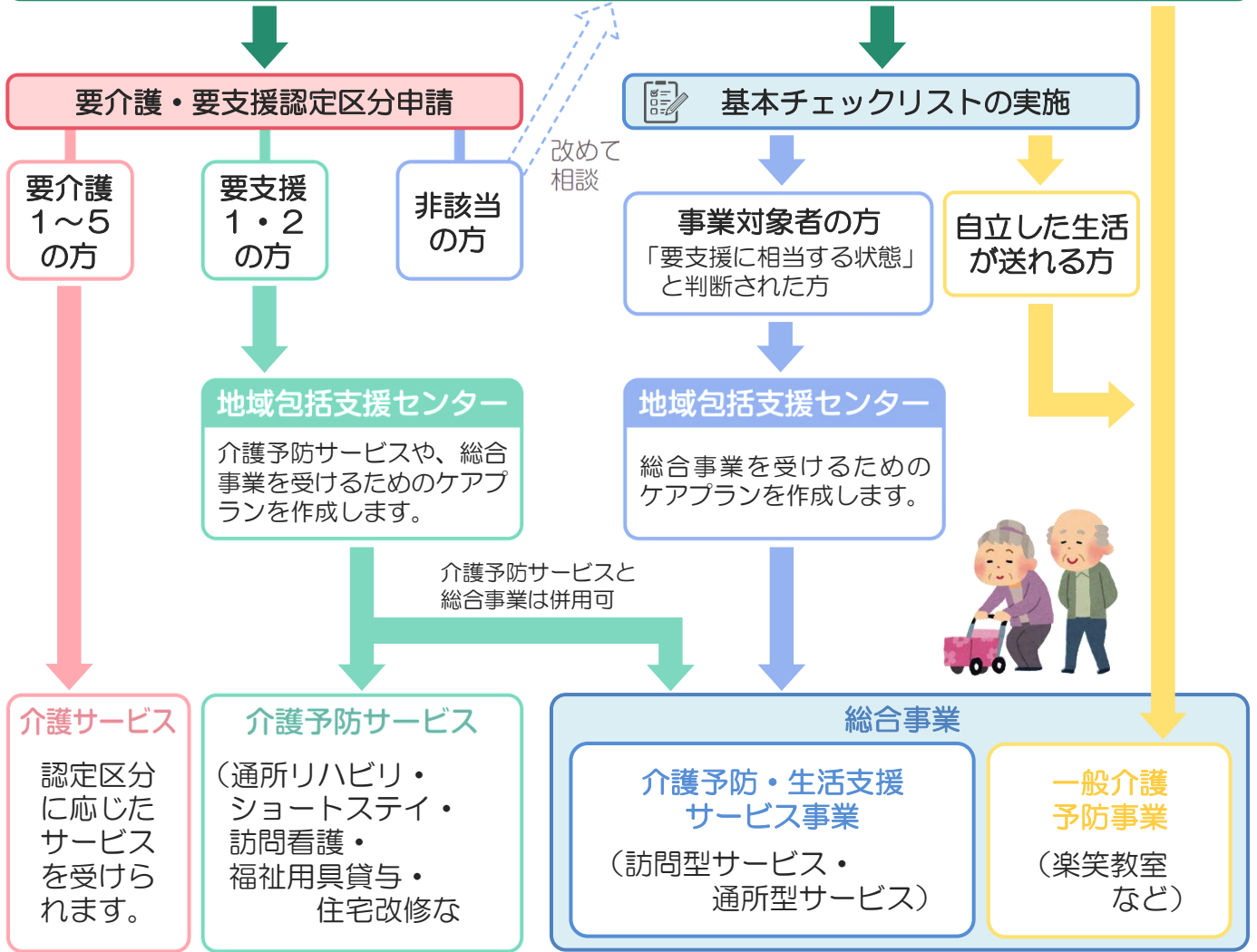
- 健康長寿課 地域包括ケア推進係
はーとふるプラザ袋井（市総合健康センター）1階
TEL 84-7836
- 保険課 介護保険係
袋井市役所 1階 TEL 44-3152 

●地域包括支援センター

担当地区	地域包括支援センター	連絡先
今井・三川・上山梨・下山梨・宇刈	袋井北部地域包括支援センター (袋井市宇刈 850-1 特別養護老人ホーム 明和苑内)	TEL 48-5335
袋井・川井・袋井西・方丈・袋井北 袋井北四町・袋井東一・袋井東二	袋井中部地域包括支援センター (袋井市久能 2891 萬松の里可睡門前 ティサービスセンター内)	TEL 43-0326
駅前・高尾・高南 豊沢・愛野・田原	袋井南部地域包括支援センター (袋井市高尾 783-4 袋井南コミュニティセンター南側)	TEL 42-7939
笠原・浅羽北・浅羽西 浅羽東・浅羽南	浅羽地域包括支援センター (袋井市浅羽 4140 浅羽ティサービスセンター内)	TEL 23-0780

●サービス利用までの流れ

65歳以上の方 まずは、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター、はーとふるプラザ袋井（市総合健康センター）、市役所、浅羽支所へご相談ください。
相談内容により、要介護認定申請や基本チェックリスト等のご案内をさせていただきます。



●心身状態にあわせたサービスが利用できます！

認定区分（判定）	利用できるサービス	連絡場所
要介護1～5の方	介護保険の介護サービス 例) デイサービス・ホームヘルプ・通所リハビリ・ショートステイ・訪問看護・福祉用具貸与・住宅改修など	居宅介護支援事業所 通知の中にケアマネジャー事業所一覧が同封してありますので、そちらにご連絡ください。
要支援1・2の方	介護保険の介護予防サービス 例) 訪問型サービス・通所型サービス・通所リハビリ・ショートステイ・訪問看護・福祉用具貸与・住宅改修など	担当地区の地域包括支援センター
事業対象者の方	総合事業の介護予防・生活支援サービス事業 例) 訪問型サービス・通所型サービス 総合事業の一般介護予防事業 例) 楽笑教室、介護予防筋トレマシン教室など	担当地区の地域包括支援センター
自立した生活を送れる方	総合事業の一般介護予防事業 例) 楽笑教室、介護予防筋トレマシン教室など	はーとふるプラザ袋井（市総合健康センター）健康長寿課